

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(建築物の定期報告)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 法第12条第1項に規定する所有者は、<u>第3項</u>の規定による休止の届出をした建築物又は特定建築物を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、別に定める様式による建築物等再使用届に省令第5条第3項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表を添えて所管する局長に届け出なければならない。</p>	<p>(建築物の定期報告)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定に基づき知事が付加する法第12条第1項の調査又は同条第2項の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）別表第1（一）項から（五）項までに掲げるもの（常時閉鎖した状態にある防火扉に係るものに限る。）とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 法第12条第1項に規定する所有者は、<u>第4項</u>の規定による休止の届出をした建築物又は特定建築物を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、別に定める様式による建築物等再使用届に省令第5条第3項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表を添えて所管する局長に届け出なければならない。</p>
<p>(特定建築設備等の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前条第3項から第5項までの規定は、法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等及び第1項の知事が指定する特定建築設備等の使用の廃止若しくは休止又は再開について準用する。この場合において、これらの規定中「法第12条第1項」とあるのは「法第12条第3項」と、<u>前条第3項</u>中「同条第1項の規定による」とあるのは「同条第3項の規定による」と、「3年」とあるのは「1年」と、<u>同条第5項</u>中「省令第5条第3項本文」とあるのは「省令第6条第3項本文」と、「定期調査報告概要書」とあるのは「定期検査報告概要書」と</u></p>	<p>(特定建築設備等の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前条第4項から第6項までの規定は、法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等及び第1項の知事が指定する特定建築設備等の使用の廃止若しくは休止又は再開について準用する。この場合において、これらの規定中「法第12条第1項」とあるのは「法第12条第3項」と、<u>前条第4項</u>中「同条第1項の規定による」とあるのは「同条第3項の規定による」と、「3年」とあるのは「1年」と、<u>同条第6項</u>中「省令第5条第3項本文」とあるのは「省令第6条第3項本文」と、「定期調査報告概要書」とあるのは「定期検査報告概要書」と</u></p>

と、「調査結果表」とあるのは「検査結果表」と読み替えるものとする。

(工作物の定期報告)

第10条 [略]

2 第8条第3項から第5項までの規定は、昇降機等の使用の廃止若しくは休止又は再開について準用する。この場合において、これらの規定中「法第12条第1項」とあるのは「法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項」と、第8条第3項中「同条第1項」及び「同項」とあるのは「法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項」と、「3年」とあるのは「1年」と、同条第4項中「第1項及び第2項」とあるのは「第1項」と、同条第5項中「省令第5条第3項本文」とあるのは「省令第6条の2の2第3項本文」と、「定期調査報告概要書」とあるのは「定期検査報告概要書」と、「調査結果表」とあるのは「検査結果表」と読み替えるものとする。

(書類の経由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる条項に規定する同表の右欄に掲げる申請書等（当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。）の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

条 項	申請書等
[略]	
<u>第8条第3項</u> （第9条第3項及び第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）	[略]
<u>第8条第5項</u> （第9条第3項及び第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）	[略]
[略]	

と、「調査結果表」とあるのは「検査結果表」と読み替えるものとする。

(工作物の定期報告)

第10条 [略]

2 第8条第4項から第6項までの規定は、昇降機等の使用の廃止若しくは休止又は再開について準用する。この場合において、これらの規定中「法第12条第1項」とあるのは「法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項」と、第8条第4項中「同条第1項」及び「同項」とあるのは「法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項」と、「3年」とあるのは「1年」と、同条第5項中「第1項及び第2項」とあるのは「第1項」と、同条第6項中「省令第5条第3項本文」とあるのは「省令第6条の2の2第3項本文」と、「定期調査報告概要書」とあるのは「定期検査報告概要書」と、「調査結果表」とあるのは「検査結果表」と読み替えるものとする。

(書類の経由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる条項に規定する同表の右欄に掲げる申請書等（当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。）の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

条 項	申請書等
[略]	
<u>第8条第4項</u> （第9条第3項及び第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）	[略]
<u>第8条第6項</u> （第9条第3項及び第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。